

案

令和3年度 第1回
行財政改革推進委員会 資料3

西東京市行財政改革推進委員会の運営に関して必要な事項の制定について

西東京市行財政改革推進委員会条例（平成13年西東京市条例第163号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、西東京市行財政改革推進委員会（以下「委員会」という。）の運営に関して必要な事項を下記のとおり定める。

令和3年11月 日 制定

記

インターネットを介した会議の出席について

会議の委員長（以下「委員長」という。）は、条例第6条第1項の規定に基づく会議の招集の際、あらかじめ委員会の委員（以下「委員」という。）から、通信回線及びコンピューター、カメラ、モニター等の機器を用いてインターネットを介した会議への出席（以下「オンライン出席」という。）の申出があった場合は、当該委員がオンライン出席を行おうとする場所を会議の招集場所とすることができる。この場合において、オンライン出席をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 委員長が指定する期日までに、会議の開催を予定する場所に参集することができない理由及び会議出席時の自身の所在を委員長に報告すること。
- (2) 第三者に会議の内容を視聴させないこと。
- (3) 会議の進行を妨げるような環境音等が入らない場所で出席すること。
- (4) 会議の内容を録画又は録音しないこと。